

# 朝倉市単独処理浄化槽撤去事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽撤去に要する経費に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「単独処理浄化槽」とは、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (2) 「合併処理浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定するものであって生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及び放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。)が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (3) 「転換」とは、単独処理浄化槽の使用を廃止し、その代替となる合併処理浄化槽を使用または公共下水道に接続することをいう。
- (4) 「処分」とは、転換に伴い単独処理浄化槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分までを行うことをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、浄化槽処理促進区域、流域関連公共下水道区域及び特定環境保全公共下水道区域とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条に定める地域のうち、単独処理浄化槽から転換及び処分しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けず、又は浄化槽法第5条第1項に基づく届出を行わないで合併処理浄化槽を

設置する者

- (2) 専用住宅又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
  - (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者
  - (4) 個別排水処理施設による処理区域以外で、事業の目的で使用する建物（住宅を除く。）に合併処理浄化槽を設置しようとする者
  - (5) その他市長が不相当と認める者
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、単独処理浄化槽の撤去に要する費用に相当する額とし、150,000円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 見積書
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認の申請）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更するとき又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 浄化槽撤去工事写真
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金額の確定後、補助対象者から補助金交付請求書の提出があったときは速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次に該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 設置後において、浄化槽法及び建築基準法等の法を逸脱する行為を行ったとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、単独処理浄化槽の転換及び処分の状況を施工の現場において確認する。

(準用)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

朝倉市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年度において、朝倉市単独処理浄化槽撤去事業について補助金の交付を受けたいので、朝倉市単独処理浄化槽撤去事業補助金交付要綱を承知の上関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付を受けようとする補助事業等の名称 :
- 2 交付を受けようとする補助金等の額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 工期 :                    年        月        日 ~                    年        月        日
- 4 施工場所 :
- 5 施工業者 :

関係書類

- (1) 位置図 (付近見取図)
- (2) 見積書
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日  
号

様

朝倉市長



## 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、朝倉市単独処理浄化槽撤去事業補助金交付要綱に基づき次のとおり決定したので通知します。

交付金額 円

### 交付条件等

#### 1 完了期限等

補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。  
なお、補助対象者は、上記期限までに補助事業を完了できないときは、あらかじめ市長に届け出てその承諾を受けなければならない。

#### 2 変更等

補助対象者は、次に該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （2）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

#### 3 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

#### 4 補助金の確定等

市長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

#### 5 補助金の交付等

市長は、前項の規定による補助金の交付額の決定後、補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

朝倉市長



年 月 日付けで申請のあった朝倉市単独処理浄化槽撤去事業補助金については、次の理由により不交付となったので通知します。

（理 由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

朝倉市長

住 所

氏 名

電 話

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた朝倉市単独処理浄化槽撤去事業について、申請内容を次のとおり変更したいので承認願います。

1 変更内容 (変更・中止・廃止)

2 変更理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

朝倉市長

住 所  
氏 名  
電 話

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた朝倉市単独処理浄化槽撤去事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

※添付書類

- ①領収書の写し
- ②浄化槽撤去工事写真
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

完 了 確 認 調 書

上記の届出により、現地確認の結果適正に転換及び処分されていると認める。

年 月 日

確認者氏名 ㊟

立会者氏名 ㊟

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

朝倉市長



補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった朝倉市単独処理浄化槽撤去事業補助金について、次のとおりその額を確定したので通知します。

交付金額 円